



## ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 中小企業防災・減災投資促進税制の計画等認定が1万件超

中小企業庁は去る8月21日、中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）の適用要件である事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定件数が、今年6月末現在で1万件を突破したことを明らかにしました。

同税制は、中小企業等が自然災害に備えた事前対策を強化するための設備投資を後押しするため令和元年度税制改正により創設されたものです。中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等が、令和元年7月16日から令和3年3月31日までに、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（認定事業継続力強化計画等）に記載された1台（又は1基）が100万円以上の機械装置及び30万円以上の器具備品、一設備が60万円以上の建物附属設備を新たに取得等して事業の用に供した場合に20%の特別償却を受けることができます。

具体的な設備としては、機械装置では自家発電機や排水ポンプ、器具備品ではデータバックアップシステムや照明器具、建物附属設備では止水板や排煙設備などがあります。

同庁によると、認定件数は今年3月までの令和元年度で5920件（うち25件が連携事業継続力強化計画）となっていました。最新の6月末現在では1万451件（同41件）となり、1年弱で1万件を超えました。また、地域別では、「関東」が3779件（同20件）で最も多く、以下、「近畿」2194件（同6件）、「中部」1437件（同6件）、「九州」996件（同3件）、「中国」853件（同2件）、「四国」487件（同1件）、「東北」388件（同1件）、「北海道」265件（同2件）、「沖縄」52件となっています。